

東大阪市モノづくり再生特区

都道府県名：

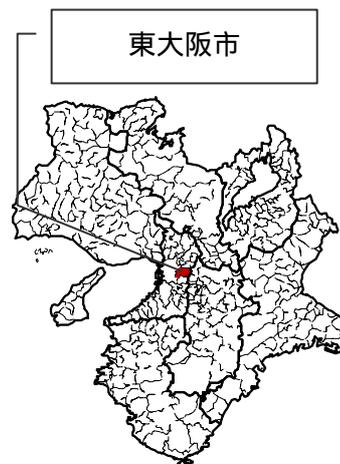
大阪府

申請主体名：

東大阪市

区域の範囲：

東大阪市の区域の一部（工業再配置促進法第二条第一項に規定する移転促進地域）

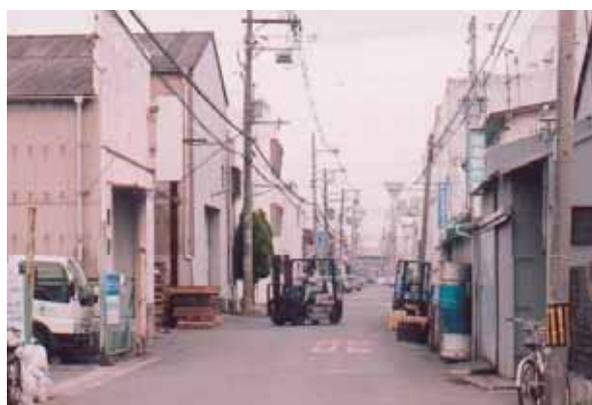


特区の概要：

「モノづくりのまち」東大阪市は、基盤的技術産業を中心に多種多様な製造業が集積し、我が国のモノづくりを支えているまちである。しかし、昭和47年に都市から地方への工場移転を目的に制定された「工業再配置促進法」において、今なお本市の一部が「移転促進地域」として指定されていることから、その指定を除外し、基盤的技術産業集積の維持発展を図るとともに、本市が、今後とも我が国製造業が国際競争力のある高付加価値製品を作り出すための苗床としての機能的役割を果たし、地域産業・経済を再生する。

適用される規制の特例措置：

・移転促進地域からの除外による事業者の交流連携の促進



高井田地域の工場街